

第5回中野区子ども・子育て会議 議事録

【日時】

平成26年4月22日（火） 16:00～18:00

【場所】

区役所 5階 教育委員会室

【出席者】

(1)出席委員 11名（欠席3名）

網野会長、寺田副会長、荒牧委員、和泉委員
安藤（文）委員、今井委員、羽田委員、小林委員
有川委員、鈴木委員、本田委員

(2)区側出席者 2名

子ども教育部長、地域支えあい推進室長

(3)事務局 11名

子ども教育部副参事 4名
地域支えあい推進室副参事 3名
子ども教育経営分野企画財政担当 4名

【会議次第】

(1)開会

(2)議題

- ①「中野区子ども・子育てアンケート調査」結果報告について
- ②現行サービスの新制度における位置付けと変更点・移行に向けた課題について
- ③公定価格の骨格案について（国の検討状況）
- ④教育・保育施設の利用者負担の現状について
- ⑤その他

(3)閉会

事務局（子ども教育経営担当）

定刻になりましたので、会議に先立ちまして事務局からご報告をさせていただきたいと存じます。

本日、田中委員、安藤秋人委員並びに青佐委員につきましては、ご欠席されるということです。

従いまして、11名のご出席ということで、中野区子ども・子育て会議条例第5条に基づき、会議は有効に成立しているということをご報告させていただきます。

また、傍聴の方に申し上げます。本日議題となっております「中野区子ども・子育てアンケート調査」結果報告の資料につきましては、区議会報告前ということでございまして、会議終了後に回収をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、新年度にあたりまして人事異動がございましたので、異動があった職員の紹介をさせていただきます。子ども教育部副参事（幼児施策整備担当）の濱口でございます。

事務局（幼児施策整備担当）

濱口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（子ども教育経営担当）

続きまして、地域支えあい推進室副参事（北部すこやか福祉センター地域ケア担当）の吉沢でございます。

事務局（北部すこやか福祉センター 地域ケア担当）

吉沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（子ども教育経営担当）

それから、もう1点ご相談させていただきたいと存じます。本日、ケーブルテレビのJCN中野から撮影の申し入れがございました。

事前に会長とご相談をさせていただきまして、会議の妨げにならない範囲でこれを認めたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

事務局（子ども教育経営担当）

ありがとうございます。それでは、撮影を許可することといたします。

会長、よろしくお願いいたします。

網野会長

皆様、こんにちは。いつもお忙しい日々かと思いますが、本日の中野区子ども・子育て会議にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから会議を始めたいと思います。

本日の議題は、次第にございますように、その他を含めると5件となっております。限られた時間ではありますが、いつものように十分ご審議いただきたくお願いいたします。

議題1「中野区子ども・子育てアンケート調査」結果報告について

網野会長

それでは、議題の1番目「中野区子ども・子育てアンケート調査」結果報告について、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局（子ども教育経営担当）

〈資料1を説明〉

網野会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

特にこれからの新制度が動き出したとき、例えば、資料1の1. 集計結果の概要(2) 保育園・幼稚園の利用状況及び利用意向の②、③あたりですかね。3歳という一つの区切りで、その後、幼稚園を希望するという人の割合が高いというのが特徴として挙がっています。こういったことをどう受け止め、新制度の中で考えていくかということが重要かと思います。

ご質問・ご意見等はございませんか。

安藤（文）委員

おかげさまで、幼稚園希望の方が多いというのは私の立場からすれば非常にうれしいことなのですが、単純に3歳になったら幼稚園という希望なのか、それとも教育方針などの内容的な部分での希望なのか、その辺はおわかりでしょうか。

事務局（子ども教育経営担当）

私立幼稚園ですと、やはり建学の精神とか、そういったことを勘案されて希望されている方がいらっしゃるということは認識してございます。

調査報告書の47ページをご覧いただきたいのですが、アンケート調査の中で年齢に

あわせた教育・保育事業の変更・新規利用意向を問うたところ、3歳で変更等を考えている方が最も多く、そのうち変更・新規利用したい事業として幼稚園を選択した方が約6割という結果になりました。

また、49ページをご覧くださいと、選択に当たり重視する条件として「教育・保育の内容や方針が希望にあう」といったことで選んでいる方が67.7%と最も多く、さらには、「自宅からの距離」でありますとか、「施設や設備の充実」等を選択されている方も多く、変更に当たってはそういったことを重視して選択されているということが、このアンケートからは明らかとなっております。

網野会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

では、特になければ、これらの調査結果を参考に進めていくということで確認したいと思います。

議題2 現行サービスの新制度における

位置付けと変更点・移行に向けた課題について

網野会長

次に議題の2番目「現行サービスの新制度における位置付けと変更点・移行に向けた課題」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（幼児施策整備担当）

〈資料2-1、2-2を説明〉

網野会長

ありがとうございました。ただいま、ご説明いただいた内容について、ご質問・ご意見をいただければと思います。お願いします。

今井委員

私のほうからは、認可外施設の認証保育所の部分について、質問というか、今後の予定についてお聞きしたいと思います。

資料2-1の認可外施設のところでは、定員20人以上の認証保育所A型の利用者が、この数字で言うと386名いるかと思います。この認証保育所のA型が実際に施設型給付になるのか、地域型になるのか、それとも認可外になるのかといったときに、今のと

ころは認可の要件を満たしていない認証保育所が多く、20人以上の定員数を確保している場合に地域型にも施設型にも入れずというような形になり得るのではないのかと思います。そのときに、20人～30人ぐらいの定員の認証保育所が、あえて19人以下に定員を減らし、小規模保育になったりとか、こういったことになると、恐らく、待機児童対策の部分からすると逆行するような形になるのではないかなと思います。

認可外というこの枠の部分に入ってくるとなると、見え方だけだと思うのですが、私からするとここはとても心細い枠で、今後この枠はどういうふうになっていくのかなという懸念があります。

現在A型で20人以上いる認証保育所が施設型になっていくために、例えば施設整備や保育士資格を持っている職員の配置というようなところに対するプラスアルファの補助であったりですとか、認可外保育施設を認可施設に移行させるための補助であったりですとか、メニューとして組みられていると思うのですが、この辺の予定について教えていただきたいと思います。

事務局（幼児施策整備担当）

委員のご指摘のとおり、定員が20人以上で一定のお子さんを預かっているところが、現状では条件を満たさないため、認可を受けるために定員を減らすことがあります。待機児童対策と逆行するということになりますので、区としては大きな課題と考えてございます。

都は、認証保育所の制度を継続するとしておりますので、一定の認証保育所に対する補助的なものはあるというふうに考えてございますが、制度に乗るための支援ということについては、要望を上げながら、調整していく必要があると考えてございます。

網野会長

よろしいでしょうか。

今井委員

ありがとうございます。27年度から新しい制度が始まっていくのに向けて認証保育所の動きはどのようなペースで考えていくのでしょうか。待機児童解消加速化プランが終わってしまうと、その後の補助の形態などが変わってくると思いますが、もう少しその先まで見越した中長期的な形で考えていくのでしょうか。

事務局（幼児施策整備担当）

加速化プランが終わってしまうということもございますので、今後につきましては、一定の移行に向けた支援といったものを検討する必要があると思います。

先ほどちょっと説明が落ちておりましたが、資料2-2は地域型保育事業の認可基準について、国が行っているパブリックコメントの資料で、基準の案としてお示しをしているものでございます。この中の案に対する意見を今あげていただいているところでございますので、委員がご指摘いただいたような、認可外施設とされています認証保育所が認可を受けるに当たっての支援といったことを計画的に行っていくという要望もこれからあがってくるのではないかと考えているところでございます。

今井委員

ありがとうございます。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。羽田委員、お願いします。

羽田委員

確認ですけれども、今ご説明があったように地域型保育事業については、これから議論していったら、区のほうがいろいろな基準をもとに認可をするということでは、基準についても区が采配を持っているという理解でよろしいのでしょうか。

事務局（幼児施策整備担当）

そのとおりでございます。

羽田委員

新聞沙汰になるものもならないものもいろいろあるかと思うのですが、やはり事故がすごく増えており、例えば、大きい子がちょっと保育士が忙しい間に小さい子の上に乗ってしまい圧死してしまったとか、本当にそういう悲惨な事故が続いています。

この地域型保育事業の保育士の配置が2分の1でいいとか、資格がある人の占める割合が事業によって違うとか、これは国の案だともおもいますがその辺については、中野区としてもこのような保育士の配置の違いがあっていいという案でこれから動こうとなさっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

事務局（幼児施策整備担当）

今後については、これから検討を進めて準備をするということになりますが、国の示す案が基本になると考えております。

保育の資格は、確かに事故等の防止に向けてしっかりとした体制を組むうえで大事でございですが、今回、示されている中に保育資格ということに加えて、研修についても、かなりうたわれております。しっかりとそういった研修を積んで、経験を重ねることを必要とする考え方が示されていますので、そういったところも制度の中に盛り込んでいく必要があるのかなと考えております。

羽田委員

では、これは意見になりますけれども、例えば、専門校を出て3年、4年と研修や勉強を積んできた保育士というのは、やはりそれなりの専門性があると思います。保育は、ただ子どもを遊ばせているだけではなく、発達を保証する、生命を守る、危険予知をするというところでは、本当にはかり知れない力を持っていないと勤まらないものだと思うのです。

だから、東京都とか、国とか、いろいろなところの基準はあるのですが、中野区独自のものがつくれるのでしたら、やはり中野区として職員配置については、有資格者、専門職でしっかり子どもを守っていく区なのだという特徴をはっきり出してこれからの保育行政を行ったほうが、10年、20年先には区にとってよりメリットになりますし、その辺をよく踏まえて、認可と同じような配置基準とかいろいろなものをやはりこれからもつくってほしいと思いますので、強くそれを要望したいと思っております。

網野会長

これは、国や東京都が考えるものですが、むしろそれを超えるぐらいの進め方をといることですね。ほかにご意見はございますか。小林委員、お願いします。

小林委員

ちょっとお伺いしたいのですが、幼稚園がこの制度になって形態が少し変わったときに、例えば、お金の問題で今と違う幼稚園を選ばなければいけないとか、こっちはならないと損してしまうという状況にならないようにはなっているのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

保育料に関しましては、私からお答えさせていただきます。

現在私立幼稚園の場合は、幼稚園が設定した保育料を幼稚園に納めていただいているといったことになるかと思うのですが、27年度以降、もしこの制度に幼稚園が入られた場合は、あらかじめ区が所得に応じて定めた保育料を幼稚園に納めていく形になります。制度に入られない幼稚園の場合は、今までどおり幼稚園が設定した保育料を納めて

いただくということになります。そういったところでは、今通われていらっしゃる、大きな差はない保育料になるのではないかなとは考えてございます。

網野会長

今のご質問に関連してですが、この幼稚園にぜひ入れたいという保護者の希望があった場合、この制度の仕組みに入った幼稚園がこれまでと一番違うのは、応諾義務があるということですね。だから基本的には、この幼稚園に入りたいと保護者が希望した場合、できるだけそれに応じるような仕組みになるということです。ただし、例えば、一つの幼稚園に殺到して定員を超えるような場合は、結局、また抽選とかいろいろなことがあるでしょうけれども、そこが結構大きな違いになるのでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

寺田副会長

先ほど羽田委員がおっしゃっていただきました保育の質に関係することでございます。

この新しい子ども・子育て支援システムにおきまして、一番大事にしたいことは、やっぱり子どもの最善の利益でございますので、保育の質を向上させていくことが重要かと思えます。

先ほど区の方もおっしゃっていただきましたが、研修を強化していただくこと、ここは本当に最重要にしていっていただきたい内容だと思うのです。保育士不足というのは、現在幼稚園、保育園ともに言われていることですが、その中でどのように質を担保しながら子どもにかかわっていくのかということでは、例えば、潜在保育士を掘り起こしていくのか、または新たな制度で新たなことに対応していくのか。東京都もいろいろな取り組みをしていますし、中野区もこれからいろいろな取り組みをなさろうとしていらっしゃるのだと思うのですが、ぜひ、その辺では、研修の強化でしょうかね。ここのところもご一緒に考えていっていただけるように切望したいと思っております。よろしく願いいたします。

網野会長

ほかにご質問・ご意見等ございますでしょうか。羽田委員、お願いします。

羽田委員

今、寺田副会長からお話がありましたように、質の担保というのが本当に大事なことだと思うのです。認可保育園で話に出ている保育士不足の理由としては、国の委員の方もおっしゃられてましたが、基本的に看護師さんや他の専門職に比べて社会的地位が低

い、処遇が低いということが、本当に大きいことだと思っております。

うちの園もそんなに低くないと自負しているのですけれども、ベテランが10年働いても、本当に手取りは20万いくかいかないかですね。額面は上がっていても、社会保険も上がっておりますし、本当にそういう意味で、幾ら勤めても30万はほど遠い、20万にやっとなってよかったねというのが本当に今の保育士の状況で、10年勤めて年収400万いくかいかないかですね。

今、園長ラインも600万の保育園が多いですし、本当にそういう意味では、命を預かって、何かあれば民法上で訴えられるかもしれない保育士、それで保護者もいろいろありますので、そういう人の負荷を抱えて、受けとめて、本当にやっていくというのはすごくきついことです。いろいろな団体、民保協のうちの団体もそうですけれども、厚生省交渉のときには上の幹部が看護師と同じ給料にしてほしいというふうに話しました。ですから、区のほうでも、財政的には大変ですけれども、中野区に來れば保育士の給料がこれだけになるとか、例えばそういうふうになれば、いっぱい中野区には集まりますし、東京都でもそういう施策を練れば、東京都にも優秀な保育士は集まりますし、潜在的な方も来てくれると思いますので、研修も私は大事だと思いますが、やはり今は処遇改善が一番問題だということを理解していただきたいと思っております。

寺田委員

ご意見ありがとうございます。先ほどご説明があった国のパブリックコメントの最終提出日が本日までとなっております。内閣府、文部科学省、厚生労働省のホームページから、パブリックコメントに対する意見を本日まで提出することができますので、先ほどおっしゃっていただいたように、中野区だけ頑張ってもなかなか難しい部分があります。全体的に保育料に関するようなこと、保育者の処遇改善に関すること、そのほかいろいろなことも含めて、皆様がお1人でも多くのご意見を寄せてくださることが何か一助になるかもしれませんので、ぜひ、ご意見していただきたいと存じます。

網野会長

ご参考に、今の件で言いますと、十分皆さんご存じでしょうが、消費税アップによって、まずは7,000億円を確保して、プラス3,000億円を保育の質の向上など、今のようなお話のところで活用したいというのが政府の方向だったと思うのですが、どうも現実はその3,000億円の確保がちょっと厳しくなっているという感じですが、国の子ども・子育て会議のメンバーも、やはり最終の話し合いの後、特別に要望書を政府

に出しています。質の向上のために、とりわけ今のお話のような処遇改善ですね。なかなかどうも今のところ見えにくいですが、今のようないろいろな意見をどんどん継続して出すということも大事かと、お聞きしながら受けとめました。

もし、ほかに特になければ、一つだけちょっと確認といえますか、資料2-1をもし活用するのでしたら、こちらのほうがよろしいのではないかというのを一つ申し上げたいと思うのですが、資料2-1右側の新制度での「地域型保育事業」で、一番上にある「家庭的保育事業」ですね。それから、一番下の「居宅訪問型保育事業」、これらを行う保育者を何と言うかということがどうもあまり広くきちんと伝わっていないのですね。子ども・子育て支援法については、もう新しい部分についての解説とかがいろいろ出ていますが、実は、この子ども・子育て関連3法の中で児童福祉法改正というのがあって、児童福祉法第6条の条文がどんどんふえましたね。あそこに新しい制度に基づく「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業」それから「事業所内保育事業」という地域型保育事業の定義があるのです。実は児童福祉法で定義しているのですね。その中で「家庭的保育事業」を担う保育者のことを「家庭的保育者」と呼んでいて、新制度上、この言葉を出しているのですね。それから「居宅訪問型保育事業」も、全く同じ名称ですが、「家庭的保育者」という表現にしています。どうも、来年4月から施行されるに当たっては、このあたりのPRが非常に不足しています。

「家庭的保育者」というのはこういうものだということが、なかなか広まっていませんので、例えばこの資料2-1でも、仮に中野区が家庭福祉員という名称をずっと継続したいというなら、それはそれでもいいのですが、制度上の言葉として「家庭的保育者」というのもぜひ入れておく必要があるかなと思います。それから「居宅訪問型保育事業」もそうですね。「ベビーシッター」という名称をつけても、それは構わないのですが、制度上の言葉は「家庭的保育者」ということですので、これもやっぱり入れておいたほうがよろしいかと思いますね。

安藤（文）委員

今のお話の中の「家庭的保育者」についてですが、資格については、例えば専門学校のほうで資格を出すのか、または「家庭的保育者」というのは、資格も何も要らなくて、勝手にというわけではないですけども、何もせずに区やそのほかの認可で済むのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

事務局（幼児施策整備担当）

現在、中野区のほうで「家庭的保育者」を認定しておりますのは、保育士の方もいらっしゃれば、教員の免許を持っている方もいらっしゃいます。また、免許のない方もいらっしゃいます。

そういった方々にたいして基礎研修や認定研修という研修を受けていただき、一定程度修めたということで、研修を修了しましたら「家庭的保育者」として認定して、この「家庭的保育事業」に携わっていただいております。

この先も、「家庭的保育者」については、自治体が認定することになっていきますので、「家庭的保育者」として認定させていただいた方が、こういった事業に携わっていくといったことになるかと思えます。

網野会長

「居宅訪問型保育事業」も、やはり研修というのを義務づける部分が含まれますので、全く専門性がないということはありません。

もう一つ、これは中野区がもしいろいろご検討する場合にご参考にお話ししたいと思います。実は寺田副会長にもかかわっていただいているのですが、私どもの公益社団法人では「在宅保育」という言葉を使っていますが、訪問保育とかの一つの資格ですね。もちろん国家資格ではないのですが、この公益社団法人が認めている認定ベビーシッターという資格がございます。これはかなり注目されていまして、国のほうでもこのごろよく紹介していますが、保育士養成校では、この資格を在学中に学生に取らせたいという動きがすごくございます。現在、42の大学、短大、専門学校が、卒業時に保育士の資格を取得すれば、この認定ベビーシッターの資格を得ることができるという制度を取入れております。半期、2単位で取得できるというふうになっています。

これは、全くまだ国のほうではそのことで言及しているわけではないのですが、家庭的保育全般についても、保育士養成校が少しずつ関心を持ち始めています。もし家庭的保育者ということでこれが広がった場合には、養成校が卒業までに特別の科目を設定して、そこで研修あるいはそれ以上のレベルのものを取得させる。そうすると、その底辺はかなり広がるのですね。自治体によっては、それについて関心を持っているところも出てきておりますので、恐らく来年4月以降、このことについても質の維持・向上という点では関連するものが出てくるかもしれません。ちょっと参考にお話ししました。

安藤（文）委員

今のご説明で少しわかりかけてはきたのですが、保育士とか教師というのは、非常に幅が広くて、保育園や幼稚園などがあるわけですね。この家庭的保育者というのは、限定的な使われ方なのか、それとも保育士や教師的な使われ方なのか、その辺の区別というのはあるのでしょうか。

網野会長

保育士は国家資格ですよ。幼稚園教諭は免許状、いわゆる教員免許状で、これは国家資格と言ってもいいでしょうね。それに対して、今お話ししているものは、国家資格まではまだっていない、国家レベルで認定しているものではないという点で、大きな違いはあるかと思います。

安藤（文）委員

例えば、その資格で保育園の先生をやるとか、幼稚園の先生をやるというわけにはいかないわけですよ。あくまでも限定的な部分での使われ方をするということですよ。

網野会長

おっしゃるとおりです。

寺田副会長

ご参考までに、千葉県ではこの「家庭的保育者」について、小学校に上がるまでのお子さんだけではなく、放課後の子どもの居場所、いわゆる学童クラブに当たるような年齢のお子さんまでケアできるということで、そこもカバーしているという動きもあります。

今回、先ほどのニーズ調査の中で、学童クラブに関するニーズの数値が高かったですよね。このあたりのところは、ぜひ中野区としても少しウエートを置く必要があるのではないかなと感じております。ですから、就学前のお子さんだけではなく、就学後のお子さんに対してもケアしていくという意味では、会長がおっしゃっていただきましたが、この「家庭的保育者」の扱いを考えていただくことが、区民のニーズに対する一つの施策にもなるのかなと感じましたので、お話をさせていただきたいと思います。

以上です。

網野会長

ほかにご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議題については終了したいと思います。

議題3 公定価格の骨格案について（国の検討状況）

網野会長

それでは、議題の3番目「公定価格の骨格案（国の検討状況）」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（保育園・幼稚園担当）

〈資料3-1、3-2を説明〉

網野会長

ありがとうございました。このことについて、ご質問・ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。何かございますか。

羽田委員

この資料3-2に示されている処遇改善等加算については、これは永久にということ載っているということでもいいのですか。1、2年で終わるような話も聞いているのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

現在検討が進められているところでございますので、単年度で終わるということではないのかなと思っております。ただ、加算のパーセンテージに関しましては、そのときの財政事情もありますので、今後、変更はあるものかなというふうには考えております。

ここには、加算の要素といったところが示されてございまして、実際にどのくらいになっていくのかというのは、これから示される単価、それからその年度によって、また変更が生じてくるものかなと考えてございます。

網野会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

一つ確認というか、私もこれははっきりしていなくて、教えてほしいのですが、今は幼稚園といいますか、教育標準時間（1号認定）を例にお話しされましたが、それ以外の2号・3号認定などの中で共通に出ているのが、質の改善というところで必ず研修の充実の費用が入っているということですね。だから、研修に出たときに、かわりの保育者を充てられる、これはすごく大きなことになるのですね。

先ほど来、議論していることとも関連するのですが、幼稚園は学校教育関係で基本的

に研修の義務がものすごいですが、なぜ研修の充実というのは入らなかったのですかね。
これはとても大事なことかと思うのですが。

事務局（保育園・幼稚園担当）

私もそこはちょっと不勉強で申しわけございません。確かに幼稚園のほうには研修の充実といった項目が入ってはおりません。ひょっとしたら、国の資料のどこかにその論点を書いてあるかもしれないです。私もそこまで読み取れてございません。申しわけございません。

網野会長

ありがとうございます。ほかにご質問・ご意見などございますでしょうか。

一番のポイントは、新制度のまず第1年度で標準時間単位での公定価格がいくらになるのか、短時間単位での公定価格がいくらになるのか、これはとても注目されているところで、まだ国のほうでは出しておりませんので、これらを踏まえて、さらにどういふふうに持っていくかが次の課題になるかと思えます。

それでは、ご説明いただいた内容で今回はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

議題4 教育・保育施設の利用者負担の現状について

網野会長

それでは、次に入りたいと思います。今度は、現在どういうふうに保育料が算定されているかというようなことで、議題の4番目「教育・保育施設の利用者負担の現状」について事務局から、ご説明をお願いします。

事務局（保育園・幼稚園担当）

〈資料4-1～4-5を説明〉

網野会長

ありがとうございました。ちょっと時間が詰まっておりますが、ご意見・ご質問などございますでしょうか。

和泉委員

委員の皆様にご報告ということで申し上げますと、4月8日に、前回の会議でお認めいただきました部会を開催させていただきました。まず、最初は委員同士の理解レベルのすり合わせということで、本日、資料4のつながりでご説明いただいた内容というの

は、そのダイジェスト版といった位置づけになっております。

本日、資料2-1を出していただいたので私のほうもちょっと気づいた点で確認させていただきたいのですが、私立幼稚園の中でこの新しい制度に入らない、現行の私学助成のまま運営されるような場合、現状、区独自の補助金も出されているということなのですけれども、このあたりは現行どおりの水準で維持されるのか、それともまた別の形のものと考えていらっしゃるのか、その点についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

事務局（保育園・幼稚園担当）

現行制度のまま私学助成で私立幼稚園の運営をされるという選択肢が残されておまして、就園奨励費もその分は残るということになってございますので、現状の幼稚園制度の中で保護者補助をさせていただくことになるかと思えます。

区の補助も区だけではなくて、東京都の補助も混ざって区の補助としておりますので、そこは都の動向を踏まえた中での対応を検討していく必要があるかなと考えております。

和泉委員

先ほどの資料4-5で、少し皆様に問題提起的なご意見を伺えればなと思うところがあります。それは何かというと、111、112ページのところで、多子軽減の取扱いについて記載がございまして、対象年齢が保育所と幼稚園で違っているわけですね。この場合、一つのモデルケースを考えたときに、3歳違いで兄弟がいると、保育所に最初に2人とも入っていたとしても上の子が小学校に上がりましたといったときに、下の子は全額負担になるわけですが、そのときに幼稚園に移れば、実はこれはまた多子軽減の対象になってくるという意味で言えば、保育所の3歳以上のところを幼稚園に誘導するような制度的な仕組みが実はここには含まれているということに、部会の後、いろいろ考えている中で気づきました。これは私立幼稚園に新制度に入ってほしいという一つの考えなのかなというのがございます。あとは実際に保護者の方で保育所に既に2年、3年ほどいらっしやって、そこからまた幼稚園に移るという手間をかけられるかどうか。ただ、幼稚園に入りたいという希望自体は、先ほどの一番冒頭のニーズ調査のところでも出てきたところでしたので、多子軽減を継続するという意味で、保育所から幼稚園に移られる方が一定数いらっしゃる可能性もあるのかなと思います。

安藤（文）委員

そのことに気づくお母さんがいるかということも大きいかと思います。

和泉委員

気づくかどうかという点もちろんございますね。

その意味でいったときに、この多子軽減の取扱いは現状の就園奨励費などの扱いの中でも、同様の扱いになっているのかというのを少し確認させていただきたいと思います。

事務局（保育園・幼稚園担当）

資料4-5の112ページにかかれていますイラストでございます。このイラストがわかりやすいかなと思うのですが、これは実際に今年度もこの方向でもう制度設計がされているものでございます。ただ、国のほうで正式にいくらにするという通知はまだ来ていないのですけれども、この方式で各自治体とも予算が認められている流れになっているかと思っておりますので、この方式がとりあえず今進められているという理解をいただいていいかと思っております。

和泉委員

そうしますと、やはり新制度に入るか入らないかにかかわらず、幼稚園に誘導する仕組みという形での制度設計が今のところあるのかなというふうに感じます。

その点、恐らく保育所の側からは驚異になるのかもしれないですし、一方、幼稚園の側からすれば、こういった形で園児をある程度確保できる、アピールポイントになってきてしまうのかなというところも考えたのですが、ここは特に事業者の委員の方にご意見を伺えればなと思います。

今井委員

まだ、あまりピンとこないところかなというところではありますし、先ほどおっしゃっていたとおり、気づくかなというところにもなるかなとは思いますが、ただ、働くお母さんたちの生活は、こういうようなことによって変わるということはあまりないと思うのです。それまでフルタイム就業されていた方が、その後、幼稚園に移行するというような生活に変えられるかどうかというところの問題点も多く出てくるかと思うので、むしろ実際に利用される方々の意見を聞きたいかなとは思っています。

網野会長

ありがとうございます。予定の時間が少しずつ迫ってきたのですが、公定価格などはかなり大きなことで、現状について改めて再確認しました。その上で、今後の利用者負担に関して国が検討中のことについてもご説明をいただきました。

ほかに特にここでご意見としてぜひおっしゃりたいというものがありませんでしたら今後の

検討の素材にしたいと思いますが、いかがでしょうか。有川委員、お願いします。

有川委員

多子軽減の取扱いについての確認を含めてなのですけれども、例えば、上の子が保育園に入れず幼稚園に入っていて、下の子は保育園に入ることができた場合など、幼稚園と保育園の両方に通っているケースが時々あるのですけれども、そういう方たちは、多子軽減の対象にならないのかなと思ったのですが、そういうのはやはりかなり負担に差が出てしまうと思うので、区として補助されたほうがいいのではないかなと思うのです。

網野会長

それは本当にこの仕組みの難しい部分であるかもしれませんね。ただ、だからといって、これを組みかえるというのは非常に難しいかと思います。

これから保護者の方がどういうふうにこの仕組みを活用するかということも含めて、やっぱりいろいろと中野区の中で見られる事例のケース研究は、ちょっと進めておいていただいたほうがよろしいかと思います。

ほかにいかがでしょうか

安藤（文）委員

私立幼稚園の新制度への移行について資料2-1でもお話があったのですが、個人立幼稚園だけは今年度で移行するかどうかを決めてくださいということですが、それは何か理由があるのでしょうか。法人格を持った幼稚園でしたら猶予があります。ただし、個人立の場合は今年度中に判断してくださいということで、ちょっとその点を教えてください。

それから、幼稚園、保育園のほうの制度や保育料などについては、今日かなりわかったのですけれども、それに対して、認定こども園というのは、どこにメリットがあって、どこにデメリットがあるのかなというのがちょっと見えてこなかったもので、その点についてお話し願えればと思っています。

事務局（保育園・幼稚園担当）

では、私のほうからまず1点目の幼稚園の移行の話でございますが、施設型給付を受けるためには、法人でなければいけないということが新しい法律のほうに明記されております。このため、法人格を持っている幼稚園に関しましては、後からでも参加できるということになってございます。

ただ、安藤（文）委員からご指摘いただきました個人立に関しましては、法人格を持っ

ていないので、27年度に移行する場合のみ特例で認められるということになっております。ですので、後からになってくると、それが認められないという今の仕切りと理解しております。

それから、認定こども園のどの辺にメリットがあるのかといったところでございますが、これはお子さんにとってみれば、認定こども園に通うことによって、幼稚園でやっていたらいただいている幼児教育が保育園と同じ時間を預かっている中で提供いただけるといったところかと思えます。お子さんにとってみれば保育の必要性も満たし、幼稚園の教育も一つの施設で受けられるといったところが、大きな魅力であり認定こども園が進められている一番大きな要因かなと考えておりますが、この認定こども園に関しましては、網野会長や寺田副会長が専門でいらっしゃるので、補足いただければありがたいと思えます。

網野会長

ちょっと個人的な見解も入るかもしれませんが、学校教育法、教育基本法の関係からいうと個人立というのは、今でもどこか暫定措置という趣旨が非常に強いと思うのですね。ですから、学校法人が営む教育という方向への誘導性は、やっぱり含まれているかと思えます。行政がどこまで誘導しているかどうかわかりませんが、十分に認定こども園は、とりわけ幼保連携型認定こども園はその辺りが担保されるのかと思えます。

本当に広く考えますと、幼稚園は義務教育にしてもいいのではないかとかいろいろな議論がありますが、やっぱりそこで保育の質というか教育の質にばらつきがあり過ぎるのは、やっぱり問題で、私はそこまでのことを視野に含んでの今後の方向性なのかなという気がします。

寺田副会長

幼保連携型認定こども園に移行することによってどんなメリットがあるかというところでは、どのような家庭状況であっても、等しく子どもが教育そして保育を受けられる状況になるということだと思います。ですから、いろいろな子どもたちが、いろいろなかわりを持てること、それから、先ほど質の改善ということがありましたけれども、研修が受けられるようなそういう資金援助ですかね。そういうものも国のほうで予算化されているというところでは、質の高い教育と保育を提供し、子どもが育ちあえるような教育と保育を目指していくのが認定こども園ということですので、そんなに大きく変わるということではないですけれども、子どもたちの将来を見据え、より良いものであつ

てほしいというような願いからも、いわゆるシラバスのなものも変わってまいりますので、当然そこでは質の高い教育、保育が提供されていくだろうと私は考えております。

網野会長

ありがとうございます。認定こども園については、今後の議論の中でもいろいろと出てくることもあろうかと思えます。

大変済みませんが、一応予定としています時間がせまっております。恐れ入りますが、どうしてもこれだけは、ということがありましたらお願いします。

羽田委員

済みません、時間がない中。今日でなくていいのですけれども、資料4-5の105ページで利用者負担については、住民税の所得割額で所得階層区分の決定をしていますが、私もこの辺の税金関係があまり詳しくないので、今度のときでいいと思うのですけれども、ちょっと簡単に教えていただければと思います。

あと、認可保育園の財源内訳が出ましたが、区の予算額で1人14万2,000円かかっているというのは、0歳の単価ですよね。

事務局（保育園・幼稚園担当）

トータルです。

羽田委員

トータルですね。わかりました。これについては、以前も認可保育園に税金がかかり過ぎだと指摘されたときがあったので、やはり私たちとしては、栄養士や看護師とかをきちんと配置をしているとか、いろいろな質を担保しているつもりなので、やはりそれだけのことをするには、これだけのものがかかると。国の基準があまりにも低過ぎることが私たちとしては課題だと思っております。

時間がないところ申し訳ございません。以上です。

網野会長

ありがとうございました。では、二つありましたが、前者の住民税の方向で統一することについては、ぜひ次回、根拠などについてご説明をお願いします。

それから、後者は特によろしいでしょうか。部会でもいろいろ検討されると思います。

それでは、最後にその他のところを事務局からお願いします。

事務局（子ども教育経営担当）

区民委員の安藤秋人委員から、委員辞退の申し出をいただいております。したがって、新たに区民委員の候補を公募するということも予定しているところでございます。報告事項は、以上でございます。

網野会長

ほかにございましたら。

事務局（子ども教育経営担当）

続けて、次回以降の日程につきまして、机上に、今後の子ども・子育て会議の開催予定と調査審議事項というペーパーを配らせていただいております。

第6回、第7回については、こちらに書いてございますような内容につきまして、ご審議を賜りたいと考えているところでございます。ただ、国の考え方が出揃っているものばかりではございませんので、ちょっと流動的な部分がございます。そこで、まことに申しわけございませんが、日程については、こちらに書いてございます5月20日、6月24日並びに7月22日を予定しておりまして、5月20日につきましては開催させていただきたいと存じておりますが、6月、7月につきましては、候補日ということで押さえさせていただければと考えてございます。いずれかの日につきまして、決まり次第改めてご報告させていただきます。

まことに申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

網野会長

ありがとうございました。それでは、5月20日は確定ですが、6月か7月かというのは、国の動向を踏まえてということで、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。本当に熱心にご意見をいただきまして、ありがとうございました。